

那覇簡易裁判所 平成●●年（○○）第●●号 差押債権取立請求事件

国側当事者・国

平成30年6月6日認容・確定

判 決

原告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	陣内 均
同	安和 守彦
同	砂川 公男
同	赤間 寛
同	福島 慎一郎
同	野上 隆之
同	藤山 秀樹
同	秋丸 修
同	前中 沙織
被告	Y

主 文

- 1 被告は、原告に対し、100万円及びこれに対する平成26年4月29日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、訴外株式会社A（以下「滞納会社」という）に対する国税を徴収するため、滞納会社が被告との間で行った金銭消費貸借契約に基づく、滞納会社の被告に対する貸金返還請求権（以下「本件貸金債権」という）を差し押さえたと主張して、被告に対し、国税徴収法67条1項の取立権に基づき、貸付金100万円及びこれに対する弁済期日の翌日である平成26年4月29日から支払済みまで商法所定の年6分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

- 1 前提事実（争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）
 - （1）滞納会社は、東京都港区を本店所在地とする、建築土木設計監理および企画ならびにコンサルタントを主な目的とする株式会社である。（甲1）

- (2) 原告は、滞納会社に対し、平成26年4月25日現在、すでに納期限を経過した、源泉所得税、法人税、消費税および地方消費税の本税並びに加算税等および延滞税の合計9573万7196円の租税債権を有していたものであり、平成29年10月6日時点における合計は、9546万0388円である。(甲2、3)
- (3) 滞納会社は、被告に対し、平成26年4月11日、100万円を返済期日を同月18日で貸し付けた。(甲6) なお、返済期日は同月28日に延期された。(甲5)
- (4) 原告は、平成26年4月25日、本件租税債権を徴収するため、国税徴収法47条1項1号及び62条に基づき、本件貸金債権を差し押さえた(以下「本件差押え」という)うえ、同月28日、債権差押通知を被告に送達した。(甲9、10)

2 争点

(1) 一部弁済の抗弁

(被告の主張)

滞納会社に対し、本件貸金債権の債務の弁済として15万円を支払った。

(原告の主張)

被告は、弁済日を主張していないが、仮に、一部弁済が事実であるとしても、本件差押えの効力が発生した平成26年4月28日において、被告は原告に対し、同日の時点で弁済はしていないと述べていたことから、本件差押えの効力発生日より後の弁済であり、原告に対して弁済の効力を主張できない。

(2) 相殺の抗弁

(被告の主張)

被告は、コンサルタント業を生業としており、ビジネスとして滞納会社に、訴外B株式会社が所有する土地を訴外C株式会社へ売却する仕事を紹介した。滞納会社は同業務により仲介手数料として200万円を得た。被告の取り分は100万円であったが、多すぎるので、15万円を返済した残りの85万円を手数料債権(以下「本件手数料債権」という。)として、本件貸金債権の債務残額85万円と相殺した。

(原告の主張)

滞納会社が被告に対する本件手数料債権を否定していることに加え、被告に滞納会社への本件手数料債権があるのであれば、被告が滞納会社から金員を借り受ける必要がなく、仮に何らかの事情で金員の借受が必要であったとしても、本件手数料債権との相殺が可能であったことから、返済期限を延長する必要がない等、被告の主張と事実には矛盾がある。以上から、被告の滞納会社への本件手数料債権は存在していない。

第3 当裁判所の判断

1 一部弁済の抗弁について

- (1) 被告は、平成26年4月30日に15万円を滞納会社に弁済していることが認められる。(甲17)
- (2) しかし、前記のとおり、原告は、平成26年4月25日本件差押えを行い、同月28日債権差押通知を被告に送達していることから、被告の滞納会社への弁済は、本件差押えの効力が発生した後になされたものである。
- (3) よって、原告は、民法481条1項により被告に対し、更に弁済を請求することができることとなり、被告の抗弁は認められない。

2 相殺の抗弁について

- (1) 被告の、滞納会社への本件手数料債権の存在を認めるに足りる直接の証拠はない。
- (2) 原告の、滞納会社への聴取によっても、滞納会社は本件手数料債権を認めていない。(甲15)
- (3) 被告は、滞納会社に対し、滞納会社がB株式会社から仲介手数料を受け取る期日である平成26年4月7日を経過した平成26年4月10日に、本件手数料債権に基づく支払いを求めるのではなく、本件貸金債権の借入を申し入れており、返済期限の延長までしている。
- (4) 以上から、本件手数料債権は存在していないと解するのが相当であり、被告の相殺の抗弁は認められない。

3 よって、原告の請求は理由があるから認容し、主文のとおり判決する。

那覇簡易裁判所民事一審4係

裁判官 植田 武志